

《 平成30年度 》

ふれあい助成金の手引き

(地域福祉活動助成金)

I. 申請できる団体

ボランティア活動・市民活動を行う非営利団体で、堺市内を拠点とし、平成30年5月31日時点で1年以上の活動実績がある団体とします。

＜注意＞ ① 法人格の有無は問いません。

② 校区を基盤として活動する地域活動団体（自治会、民生委員児童委員会、校区福祉委員会など）およびそれらの団体から資金補助を受けている団体は申請できません。

申請は1団体につき1事業とし、上限20万円です

※ただし、助成対象となる経費は、P.3『助成対象経費の例』のとおりとし、団体の経常的な運営に要する経費など、自己負担すべき経費は対象外です。

II. 申請期間 平成30年6月1日(金)～15日(金) ※厳守

所定の申請様式で堺市社会福祉協議会区事務所（各区役所内）もしくは事務局地域福祉課までお申し込みください。申込後、審査を行い、助成金額を決定します。

申請様式は、本協議会のホームページからでもダウンロードできます。

➡ 詳細は次ページ

〔お問い合わせ先〕

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉推進係 梶・岩田

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館内

TEL072-232-5420(代) FAX072-221-7409

URL <http://www.sakai-syakyo.net> / E-mail chiikifukushika@sakai-syakyo.net

Ⅲ. 助成目的

この助成金は、ゆたかな福祉社会の実現に向けて、ボランティア活動や福祉活動を行う団体・グループの活動を支援することにより、地域福祉の推進を図ることを目的としています。

○ 助成対象

- ① 地域福祉の推進に繋がる事業
- ② 市民の福祉意識の向上に繋がる事業
- ③ 堺市内で実施される事業

※申請年度内に完了する事業を対象とします。
(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

✖ 助成対象にならない

- ① 営利を目的とする事業
- ② 国・府・堺市等の補助金や助成金を受けている事業
- ③ 公的サービス（介護保険等）の対象となるもの
- ④ 団体の経常的な運営費に要する経費（毎年、活動にかかってくる経費含む）

Ⅳ. 申請から交付までの流れ

- | | | |
|-------------|----------------|----|
| ①申請書類の提出 | 6月1日(金)～15日(金) | |
| ②交付審査委員会 | 8月上旬 | ※1 |
| ③助成金交付決定の案内 | 8月中旬 | ※2 |
| ④助成金の振り込み | 8月下旬頃 | |
| ⑤事業完了報告書の提出 | 事業完了後 | ※3 |

※1) 申請事業は、「ふれあい助成金交付審査委員会」（交付審査委員会）において下記の項目について申請内容の審査を行い、助成の適否、助成金額を決定します。

審査項目 【団体評価】 安定性、公益性
【事業評価】 社会的ニーズ（先駆性・公益性）、継続性、発展性、計画性、費用対効果、受益者負担、過去の助成実績

◆過去5年の間の助成実績を考慮し、新規団体を優先して審査いたします。

◆日頃から、保健センター・健康福祉プラザ・図書館などの行政関係者と密接な活動を行う団体・グループにつきましては厳選いたしますので、それぞれの所管課等へ事前相談いただいた上で、本助成金の申請をお願いいたします。

※2) 審査に基づき、助成金の交付（不交付）決定を各団体に通知します。

審査結果に基づき、① 団体名② 事業名③ 助成額を本会ホームページ上にて公開します。

※3) 所定の報告様式にて、事業の実施状況を事業完了後1か月以内もしくは翌年度4月10日のいずれか早い日に報告していただきます。

◆審査に際し、必要に応じて詳細な書類の提出や質問等を行う場合があります。

V. 申請書類等

添付資料①～③は社協登録ボランティアグループで既に提出のある団体は省略可能です。

| | | |
|----------------|--------------|--|
| 申請書類 (提出書類) | 申請書 | (様式第1号) ふれあい助成金申請書 |
| | 添付資料 (必須) | ①会則・規約・定款等、役員名簿 |
| | | ②団体の決算書類、またはそれに類する書類 |
| | | ③団体の活動状況がわかる資料・写真 (1年間の活動実績確認を含みます) |
| | | ④支出の根拠となる見積書(コピー可)・パンフレット等 |
| | | ⑤申請事業の実施計画案やチラシ案等(ある場合のみ) |

※個人情報の取り扱いについて

提出いただいた個人情報は、当助成金にかかる連絡調整等にものみ使用し、他の目的には一切使用いたしません。

申請は1団体につき1事業とし、上限20万円とします。

申請事業について、助成の対象となる主な経費は下記の表の通りです。

| 助成対象経費の例 | 具体的な経費例 |
|-------------------------|--|
| 謝礼金 | セミナー、研修等の講師謝礼金、イベントへの出演謝礼など ※団体内部の役員、会員への支払いは対象外 |
| 旅費 | 講師の交通費、協力を依頼するボランティアの交通費など ※団体メンバー・会員の交通費は原則対象外 |
| 保険料 | 事業、イベント実施の為に保険料(ボランティア行事保険料など) ※団体メンバー・会員など内部に掛ける保険料は対象外 |
| 借り上げ料 | 会場場所の使用料 レンタル代(各種備品や音響設備、レンタカー)など ※団体メンバー・会員のみが対象となる事業は原則対象外 |
| 印刷製本費 | PRにかかるチラシ・ポスターの印刷代など ※団体メンバー・会員向けの会報等は経常的な経費となり対象外 |
| 消耗品費 (単価が20,000円未満) | 事業、イベント実施に必要な消耗品や材料費代など |
| 備品購入費 (単価が20,000円以上) | 事業、イベント実施に必要な備品代 ※備品価格については市場価格などとの比較により審査されます。 また、当該備品の必要性や使用頻度が低い場合、レンタル等による対応が望ましいと判断される事があります。 |

→申請する経費については、必ず申請団体宛の金額の根拠となる見積書(コピー可)を提出して下さい。謝礼金や印刷代、消耗品代など見積書の提出が難しい場合は、できる限り内訳を詳しく記載したものを用意して下さい。

申請は、社協区事務所でも受付しています

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

■ 堺区事務所（市役所本館内）

TEL/072-226-2987 FAX/072-226-1952
[E-mail] sakai@sakai-syakyo.net

■ 中区事務所（中区役所内）

TEL/072-270-4066 FAX/072-270-4088
[E-mail] naka@sakai-syakyo.net

■ 東区事務所（東区役所内）

TEL/072-287-0004 FAX/072-287-0444
[E-mail] higashi@sakai-syakyo.net

■ 西区事務所（西区役所内）

TEL/072-275-0255 FAX/072-275-0266
[E-mail] nishi@sakai-syakyo.net

■ 南区事務所（南区役所内）

TEL/072-295-8250 FAX/072-295-8260
[E-mail] minami@sakai-syakyo.net

■ 北区事務所（北区役所内）

TEL/072-258-4700 FAX/072-258-4770
[E-mail] kita@sakai-syakyo.net

■ 美原区事務所（美原区役所内）

TEL/072-369-2040 FAX/072-369-2060
[E-mail] mihara@sakai-syakyo.net

（事務局）地域福祉課 地域福祉推進係

〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館内
TEL/072-232-5420(代) FAX/072-221-7409
URL: <http://www.sakai-syakyo.net> E-mail: chiikifukushika@sakai-syakyo.net

この助成金は「堺市地域福祉推進基金」をもとに実施しています。

堺市地域福祉推進基金とは…

「福祉に役立ててほしい」と市民の皆様からいただいた寄付金と堺市からの拠出金を積み立てて運用している基金です。

「堺市地域福祉推進基金」はこの基金運用益金などを活用して、市民の皆様のボランティア活動や福祉活動を応援する助成制度です。

基金や寄附についてのお問い合わせ

堺市 健康福祉局 生活福祉部
健康福祉総務課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3-1

TEL: 072 (228) 7212 FAX: 072 (228) 7853

[E-mail] kenfukuso@city.sakai.lg.jp